

平成 30～32 年度『中学社会』移行措置について

はじめに

平成 29 年 7 月 7 日に、文部科学省から新しい学習指導要領への移行措置が告示されました。平成 33 年度からの新学習指導要領完全実施に向けて、平成 30・31・32 年度が移行期間となります。

移行措置の内容と弊社発行『中学社会』教科書の対応を以下に整理いたしました。平成 30 年度以降、ご留意のうえご指導いただきますようお願い申し上げます。

2018 年 1 月 日本文教出版株式会社

1. 移行措置の内容

- ①平成 31 年度及び平成 32 年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数の配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。
- ②平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の諸地域」（地理的分野）の指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。
- ③平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」（歴史的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。
- ④平成 30 年度から平成 32 年度の「領域の範囲や変化とその特色」（地理的分野）、「富国強兵・殖産興業政策」（歴史的分野）、「世界平和と人類の福祉の増大」（公民的分野）の指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。

| | 平成 30（2018）年度 | 平成 31（2019）年度 | 平成 32（2020）年度 |
|------|------------------|---|---|
| 1 年生 | ④領土に関わる学習（地理・歴史） | ①授業時数の配当の見直し（地理・歴史） ②世界の様々な地域調査の見直し（地理） ③世界の歴史の学習（歴史） ④領土に関わる学習（地理・歴史） | ①授業時数の配当の見直し（地理・歴史） ②世界の様々な地域調査の見直し（地理） ③世界の歴史の学習（歴史） ④領土に関わる学習（地理・歴史） |
| 2 年生 | ④領土に関わる学習（地理・歴史） | ③世界の歴史の学習（歴史） ④領土に関わる学習（地理・歴史） | ①授業時数の配当の見直し（地理・歴史） ③世界の歴史の学習（歴史） ④領土に関わる学習（地理・歴史） |
| 3 年生 | ④領土に関わる学習（歴史・公民） | ④領土に関わる学習（歴史・公民） | ④領土に関わる学習（歴史・公民） |

2. 移行措置の内容と教科書の関連ページ

| 移行措置の内容 | 弊社教科書の関連ページ |
|--|--|
| <p>① 平成 31 年度及び平成 32 年度の地理的分野及び歴史的分野の授業時数 ⇒ 配当について、新学習指導要領の規定により、授業時数を両分野に適切に配当する。</p> | <p>地理 ・全体 歴史 ・第 1 編「歴史のとらえ方」～第 5 編第 1 章「日本の近代化」(P. 6-203)</p> |
| <p>② 平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の諸地域」(地理的分野) ⇒ 指導に当たり、「世界の様々な地域の調査」を併せて指導する。</p> | <p>地理 ・第 1 編第 3 章「世界の諸地域」(P. 31-100) ・第 1 編第 4 章「世界のさまざまな地域の調査ーロシアを例にー」(P. 101-112)</p> |
| <p>③ 平成 31 年度及び平成 32 年度の「世界の古代文明」、「ユーラシアの変化」、「ヨーロッパ人來航の背景」、「市民革命」(歴史的分野) ⇒ 指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。</p> | <p>歴史 ・第 2 編「古代までの日本」(P. 20-25) ・第 3 編「中世の日本」(P. 60-61, 72-73) ・第 4 編「近世の日本」(P. 100-105) ・第 5 編第 1 章「日本の近代化」(P. 150-153)</p> |
| <p>④ 平成 30 年度から平成 32 年度の「領域の範囲や変化とその特色」(地理的分野)、「富国強兵・殖産興業政策」(歴史的分野)、「世界平和と人類の福祉の増大」(公民的分野) ⇒ 指導に当たっての内容の取扱いについて、新学習指導要領の規定による。</p> | <p>地理 ・第 2 編第 1 章「日本の姿」(P. 116-119) 歴史 ・第 5 編第 1 章「日本の近代化」(P. 176-179) ・第 6 編「現代の日本と世界」(P. 258-259, 264-265) 公民 ・第 4 編「私たちと国際社会」(P. 178-179)</p> |